

水産動物の輸入許可手続きに係る流れ ①

(防疫対象疾病の発生のない国等からの輸入の場合)

《 輸入者(代理人) 》

《 動物検疫所 》

輸入許可申請書の提出
(現物検査を受検しようとする動物検疫所へ提出)
・輸入許可申請書(FAX可)
・検査証明書(FAX可)
※ 水産動物の到着日の5日前までに!

郵送・FAX等

書類審査

- ・検査証明書の内容は?
- ・対象疾病発生国からの輸入か?

問題なし

書類審査済通知書の交付
※問題ある場合は、適宜指示

書類審査済通知書の受理

窓口交付又は
FAX

水産動物到着の届出

- (到着後、動物検疫所へ提出)
- ・到着確認書
 - ・輸入許可申請書(原本)
 - ・検査証明書(原本)
 - ・書類審査済通知書
 - ・管理命令飼育計画書 等

窓口提出

現物検査

- 【場 所】 動物検疫所の検査場 等
【確認数】 申請ごとの抽出
【基 準】 ①対象疾病の典型的な臨床症状の有無 又は
②概ね5割以上死亡の有無

異常なし

異常あり

輸入許可証の受理

動物検疫所窓口で手交

輸入許可証の交付

必要に応じて採材

許可証の写しは不可!

通関・国内流通

連絡

水産動物の
返送又は廃棄

処理方法の届出

1. 管理命令飼育計画書を提出していない場合は、輸入不許可
2. 管理命令飼育計画書を提出している場合は、計画内容の確認・指示を行った後、輸入許可証・管理命令指令書の交付

輸入許可証及び
管理命令指令書の受理

動物検疫所窓
口で手交

通関・管理命令の実施
(次ページへ)

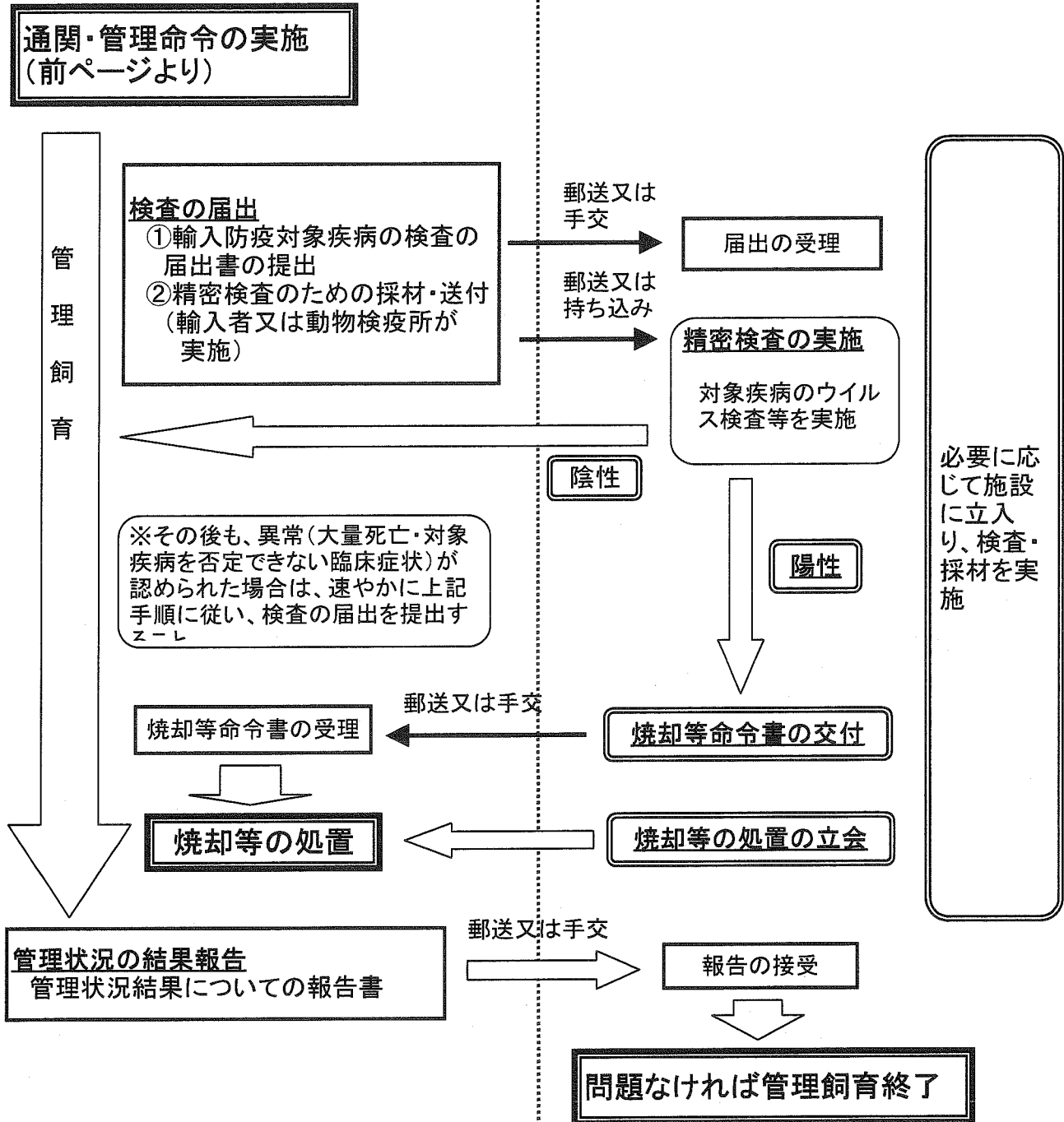
許可証の写し
は不可!

水産動物の輸入許可手続きに係る流れ ②

(防疫対象疾病の発生のない国等からの輸入の場合)

《 輸入者(代理人) 》

《 動物検疫所 》



水産動物の輸入許可手続きに係る流れ ③

(防疫対象疾病の発生国からの輸入の場合)

